

# 政治研究結果報告書

—政治研究助成—

西暦2025年（令和8年）2月11日

一般財団法人 櫻田會  
理事長 増田 勝彦 殿

研究者名 阪口 功

大学名・職位 学習院大学・教授

第43回（令和6年度）櫻田會政治研究助成による研究を下記のとおり実施しましたので、その結果について報告します。

※印の記入項目に関する貴會ホームページへの掲載についても同意いたします。

記

※研究の名称（英語も記入） Research Theme

日本の生物多様性外交の新たな展開  
The New Development of Japan's Biodiversity Diplomacy

※英文抄録（研究目的、経過、成果 250words 以内） Abstract (Purpose, Process, Significance)

This study examines the divergent trajectories of Japan's biodiversity diplomacy across multilateral environmental agreements with a special focus on the Ramsar Convention. It seeks to explain why Japan has maintained a consistently proactive role under the Ramsar Convention, despite more restrained or defensive positions under CITES and IWC.

In the 1980s, Japan faced international criticism over wildlife imports and destructive tropical timber consumption. Since the 1990s, however, it strengthened environmental diplomacy by hosting Conferences of the Parties (COPs) to environmental treaties and restoring international credibility. Yet its engagement subsequently diverged: Japan expanded Ramsar site designations and actively proposed resolutions, while opposing the listing of certain marine species under CITES and emphasizing formal compliance under the CBD.

Using a comparative analysis of domestic policy-making processes, this research investigates bureaucratic sectionalism, policy networks involving NGOs and scientists, and institutional legal constraints. Fieldwork includes participatory observation at Ramsar COP15 (Victoria Falls, July 2025) and academic conferences in Japan. Findings show that Ramsar engagement has been strongly supported by active NGO networks and local

governments, whereas CITES fisheries issues are dominated by the Fisheries Agency, leading defensive diplomacy. While Japan supported the Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework and the 30×30 target under the CBD, Japan’s leadership at Ramsar COP15 faded and was being taken over by China and South Korea, revealing Japan’s declining regional presence.

The study highlights how bureaucratic structures, legal minimalism, and transnational knowledge communities shape Japan’s capacity to exercise soft power in biodiversity governance amid its relative national power decline.

#### ※研究の目的・研究方法・意義（日本文 600 字以内）

本研究の目的は、ワシントン条約、ラムサール条約、生物多様性条約という三つの条約機関において、日本の生物多様性外交の姿勢に生じた顕著な差異、とりわけラムサール条約で継続的に推進的役割を果たしてきた要因を解明することである。日本は 1980 年代、野生生物の密輸入問題や熱帯木材の大量輸入により国際的な非難を受け、生物多様性分野で否定的評価を受けていた。しかし 1990 年代以降、締約国会議の招致等を通じて環境外交を強化し、国際的な信頼回復と存在感の向上を実現した。一方でその後の条約への関与は分化していった。ラムサール条約では登録湿地の大幅拡大、湿地倍增決議の能動的実施や決議の積極的提案など主導的行動が見られたのに対し、ワシントン条約では水産種の附属書掲載に反対するなど消極的姿勢が目立ち、生物多様性条約では名目的な目標達成を志向する姿勢が見られた。このような分化の研究方法として、各条約における国内政策形成過程を比較し、NGO や研究者との政策ネットワークの構造を分析するとともに、国内法制度の制約の影響を検討する。これにより、相対的な国力低下が進む中でも、日本が生物多様性分野でソフトパワーを発揮し続けるための社会的・制度的条件を明らかにする点に本研究の意義がある。

#### ※研究経過と結果の概要（以下の欄に 35 行以内(1500 字程度)にまとめる）

冷戦終焉後に非常に活発に展開された日本の環境外交は、2000 年代は喪失期にあったが、例外的にラムサール条約では例外的に積極的な関与が継続していた。2010 年代に入ると、2010 年の生物多様性条約 COP10 の名古屋会議招致、水俣条約の締結に象徴されるように、日本の環境外交は再び活性化してきた。

その後、生物多様性分野では日本の対応の分化が顕著となっていた。すなわち、2010 年代はワシントン条約では水産関係の附属書掲載決議に多数の異議申し立てが続き、国際捕鯨委員会から脱退するなど国際的批判を浴びる側面があった。その一方で、ラムサール条約の登録湿地は順調に増加していった。さらに 2022 年の生物多様性条約 COP15 における昆明・モントリオール生物多様性枠組、30by30 目標を巡る交渉で、日本は積極的に発言・強く支持するなど活発な環境外交を展開していた。生物多様性分野での日本の環境外交の分化の背景には、ワシントン条約の水産種と国際捕鯨委員会は水産庁が、ラムサール条約、生物多様性条約は環境省が主管という日本の官僚機構のセクショナリズムがあった。

2025 年 7 月にジンバブエのビクトリアフォールズで開催されたラムサール条約 COP15 (Protecting Wetlands for our Common Future) にポストコロナ後としては初めてオブザーバーとして参与観察を行った。COP15 では、名古屋市が Wetland City 認証を取得し、猪苗代湖が新たなラムサール条約湿地に登録されるなどの成果が紹介された。これらは国際的な保全努力のは高く評価されていた。条約の登録湿地数は 2010 年代半ばから環境省が量より質に転換したことで、微増にとどまったが、自治体の主体性と

それを支える NGO の取り組みにより、増加傾向が続いていた。

そもそもラムサール条約への日本の貢献は古くから海外と連携して活動する日本の NGO の活発な活動に支えられてきた。それは、コロナ厳戒下の時期を除くと、日本の NGO の参加登録数が開催国に次いで多い状況が続いたことにも現れている。今回も Wetland International Japan, Ramsar Net, Ramsar Center Japan, Team Spoon など 7 団体が参加し、展示ブースやサイドイベントにて、日本国内のラムサール条約関連の保全・管理事例が紹介され、他国・他地域との知見共有やパートナーシップ形成に寄与していた。

他方で、日本政府の重点は生物多様性条約に置かれ、ラムサール条約 COP15 では積極的な姿勢が見られなくなってきた。代わって中韓のリーダーシップが顕著となっていた。2022 年にラムサール条約 COP14 と生物多様性条約 COP15 を招致した中国は、会場に巨大なブースを設置し、湿地保護法の制定ほか国内での湿地保全の取り組みの進展をアピールするなど際立つ存在感を示していた。順天に Ramsar Regional Center - East Asia (RRC-EA) を招致した韓国も中央政府からの潤沢な財政支援を受けて東アジアでの知識共同体の形成においてリーダーシップを発揮するようになっていた。日本の努力により条約が普及したアジアにおける日本の存在感の低下が確認された。

また、2025 年 9 月に日本湿地学会 (9/6-9/7、函館・大沼) の研究大会に参加し、RRC-EA が日本の科学者の参加を求めるなか、日本側では国内対応で精一杯の状況であることが確認された。世代交代が進むなか、湿地保全に関する日本の知識共同体の国際的な連携強化が課題となっていることが確認された。さらに、生物多様性分野で顕著に観察されるリーガルミニマリズムにより、湿地保護法を制定せず、鳥獣保護法や自然公園法などの既存の法律を援用する形でラムサール条約の国内普及と実施を行っている日本の法制度のもとでは、条約への貢献の継続に限界が確認された。なお、以上の研究内容は、2025 年 9 月 27 日にラムサールセンタージャパンが開催した 120 回ワイズユースワークショップで報告された。

#### ※研究成果の発表・著書、論文、学会報告等（あるいは発表の計画や形式等）

阪口功「ラムサール条約と日本のエンゲイジメント：COP5 から COP15 までの展開」第 120 回「ワイズユース」ワークショップ、学習院大学、2025 年 9 月 27 日。

洋書企画 *Japan's Environmental Diplomacy* のラムサール条約の章で刊行予定。

〔注〕 文責は貴研究グループに負っていただきます。個人情報等には十分ご注意ください。